

第 5 章 都市施設

道路

■ 道路の役割

道路は、人や物を運ぶ交通機能だけでなく、災害時に役立つ防災空間、公共公益施設をしまっておく収容空間、人が暮らしやすい環境を整える生活環境

空間といった空間機能や、道路の整備に伴い街が広がっていくといった市街地形成機能もあります。

■ 都市計画道路とは

都市計画道路とは、将来の発展を予想して都市計画法に基づき決定される主要な道路の計画です。その種別は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分類できます。

※都市計画道路の決定(変更)の概要等については、資料編P55~61を参照

今治市の都市計画道路の整備状況

【今治広域都市計画道路】

道路種別	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	整備率(%)	舗装済延長(m)	整備率(%)
自動車専用道路	1	11,550	7,608	66	1,600	14
幹線街路	51	90,790	72,046	79	70,461	78
区画街路	16	7,050	6,030	86	6,030	86
特殊街路	2	1,080	720	67	720	67
合計	70	110,470	86,404	78	78,811	71

令和2年3月31日現在

【菊間都市計画道路】

道路種別	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	整備率(%)	舗装済延長(m)	整備率(%)
区画街路	1	300	300	100	300	100

令和2年3月31日現在



▲喜田村新谷線



▲今治駅西高橋線

用語解説

改良済延長 整備済延長と換算延長を合計したものです。
換算延長 整備中の道路では、事業費を計算式により改良済延長におきかえたもので、計算式は次のように表されます。
(換算延長 = 総延長 / 総事業費 × 現在までに費やされた事業費)

一般国道196号 (3・3・2 宅間長沢線)

■ 都市計画当初決定

昭和51年2月13日

名称 3・2・2 宅間長沢線

■ 事業着手

昭和51年5月 (調査着手昭和48年)

■ 事業費 (都市計画決定区域外も含む)

約410億円

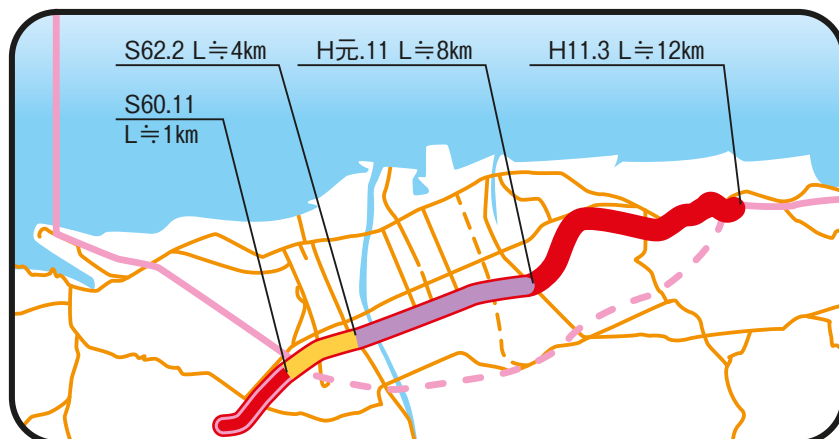
■ 事業主体

国土交通省

■ 事業概要 (都市計画決定区域外も含む)

- (1) 計画区間 今治市宅間～今治市長沢
- (2) 計画延長 14.0km
- (3) 道路構造 第4種第1級*
- (4) 車線数 4車線
- (5) 基本幅員 30m
- (6) 設計速度 60km/h
- (7) 進捗状況

- 昭和51年 用地買収に着手
- 昭和53年 工事着手
- 昭和60年11月 L=1.24km 供用開始
- 昭和62年2月 L=2.34km 供用開始
- 平成元年11月 L=4.06km 供用開始
- 平成11年3月 L=4.16km 供用開始



▲一般国道196号

用語解説

道路構造令による道路の規格

わが国の道路構造令では、道路を第1種から第4種に分類します。

道路のある地域	道路のある地域	
	地方部	都市部
高速自動車国道 自動車専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

これらは地形 (平地、山地) と計画交通量 (台/日) によってそれぞれ第1級から第5級に分類されます。

(参考) 道路法による道路の区分

道路法では道路は次の四つに分類されます。

- 高速自動車国道
- 一般国道
- 都道府県道
- 市町村道

今治小松自動車道（1・3・1 今治小松線）

■ 事業のあらまし

今治小松自動車道は、今治市において、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）と接続し、西条市において四国縦貫自動車道（松山自動車道）と接続する延長約23kmの自動車専用道路です。

この今治小松自動車道は、高規格幹線道路網の一環として、西瀬戸自動車道及び四国縦貫自動車道と一体となり、産業・文化等の分野における地域間の交流を促し、地域の活性化を図ることを目的としています。

■ 整備効果

- ①四国縦貫自動車道、西瀬戸自動車道との接続により、中四国の広域ネットワークが広がり、地域と地域の交流が促進されます。
- ②西瀬戸自動車道の開通によって増大した交通量を分散し、スムーズで快適な走行ができます。
- ③一般国道(196号)の交通量が減少することにより、自動車、歩行者の安全性が向上します。

第Ⅰ期施工区間として今治市長沢～西条市小松町妙口間約13kmを平成元年に事業化し、平成11年7月には東予丹原ICからいよ小松ICまでの4kmが、更に平成13年7月には今治湯ノ浦ICから東予丹原ICまでの9kmが開通しました。

また、第Ⅱ期施工区間（今治湯ノ浦IC～今治IC：10.3km）については、「国道196号今治道路」として、平成13年度から事業化されています。

■ 計画の概要

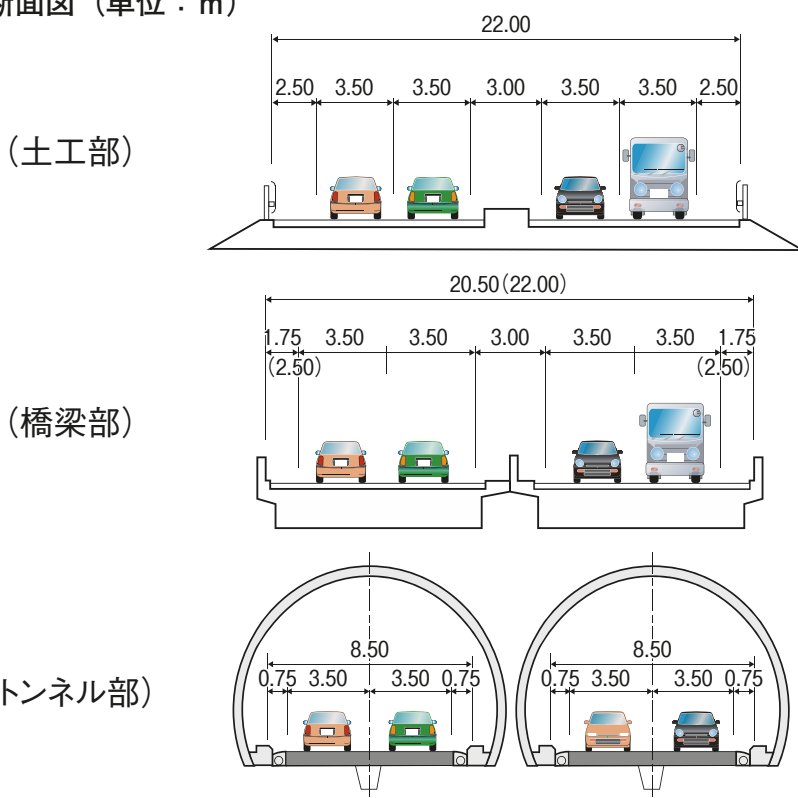
道路規格	設計速度 (km/h)	車線数
第1種第3級	80	4

【連結位置及び連結予定施設】

連結位置	連結予定施設	備考
今治市矢田付近	西瀬戸自動車道 一般国道196号	今治IC
今治市新谷付近	(県)今治丹原線	今治朝倉IC(仮称)
今治市長沢付近	一般国道196号	今治湯ノ浦IC
西条市周布付近	(主)壬生川丹原線	東予丹原IC
西条市小松町妙口付近	一般国道11号	いよ小松北IC
	四国縦貫自動車道	いよ小松JCT

- 都市計画決定（当初）平成3年12月17日
（変更）令和2年3月17日

■ 標準断面図（単位：m）



都市高速鉄道

今治市の市街地を南北に貫通する予讃線は、市の発展に極めて重要な役割を果たしていますが、自動車交通の激増に伴い、その踏切遮断は東西の自由な横断を妨げるばかりでなく、交通渋滞を招き、東西市街地の一体的発展の大きな障害となっていました。

このため、鉄道の高架化により、これらの障害を取り除くため、昭和58年9月24日、辻堂字五反地から高部字碁石山までの間約7,390mが計画決定され、翌年2月23日愛媛県施行として事業化、平成4年3月高架本体が完工いたしました。



▲JR今治駅

※都市高速鉄道の決定（変更）の概要等については、資料編P62を参照

第五章

都市施設

連続立体交差化事業のあらまし

■事業種類・名称

今治広域都市計画都市高速鉄道事業
四国旅客鉄道株式会社予讃線

■都市計画事業認可

昭和59年2月23日～平成4年3月31日

■事業区間

今治市蔵敷町二丁目から今治市石井町一丁目まで

■事業延長

約2,611m
(高架橋区間約2,199m、盛土区間約412m)

■事業主体

愛媛県

■事業施工

愛媛県、四国旅客鉄道株式会社

■総事業費

8,770,420千円

事業の完成により、踏切道10箇所が除去され、新設箇所を含めて、15箇所が立体化されました。

工事の方法は、蒼社川から浅川まで約1.6kmは在来線の東側に仮線路、仮駅舎等を設け、線路の切替を行い、在来線路の箇所を高架橋、新駅舎を設置しました（仮線方式）。浅川以北は在来線の西側に高架橋を設置しました（別線方式）。

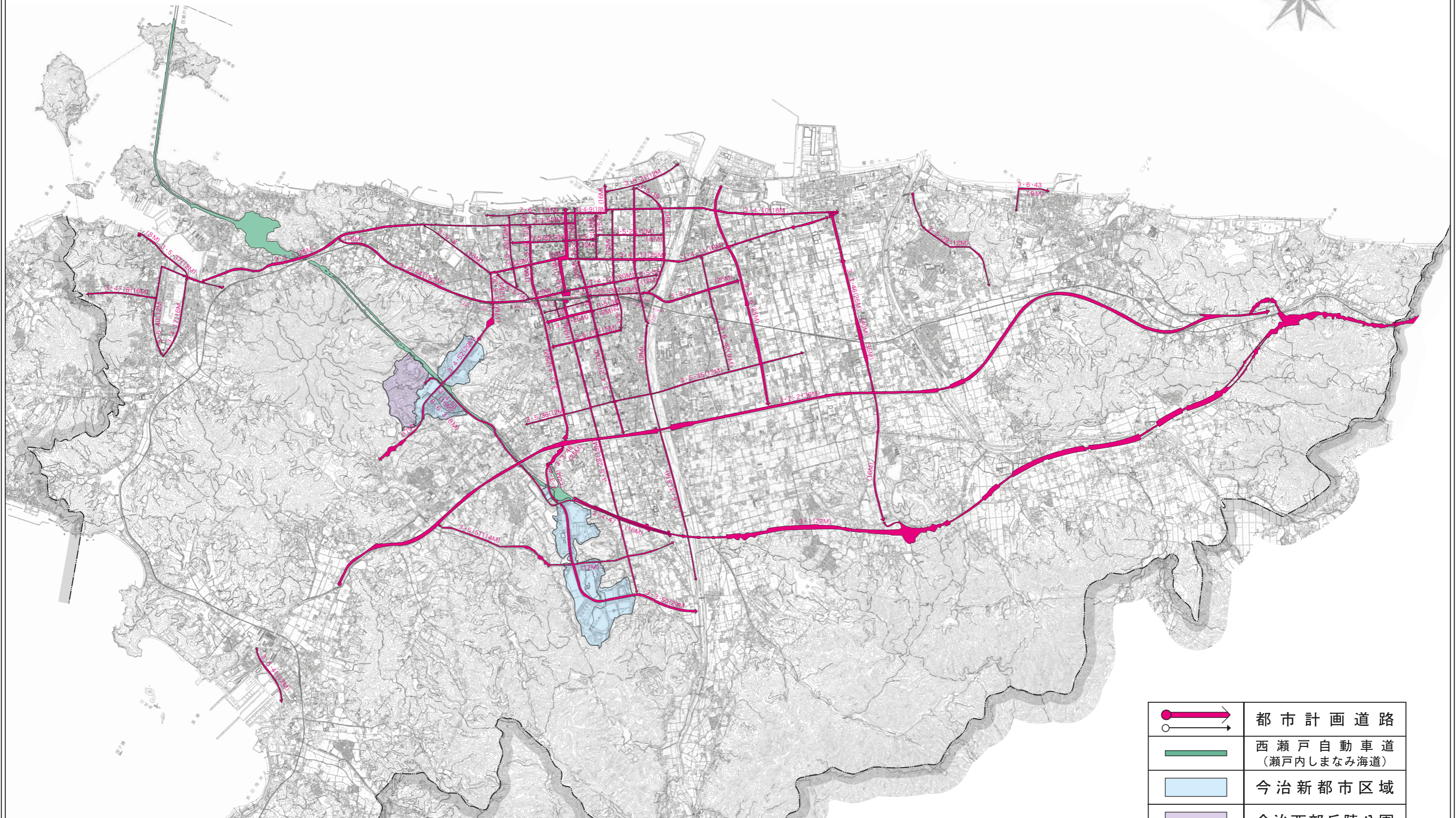


▲常盤町踏切（高架前）



▲常盤町踏切（高架後）

今治広域都市計画道路網図



	都市計画道路
	西瀬戸自動車道 (瀬戸内しまなみ海道)
	今治新都市区域
	今治西部丘陵公園

※菊間都市計画道路については、
P 19の総括図を参照



都市計画駐車場

■ 都市計画駐車場とは

都市計画駐車場とは、駐車場法に基づき都市計画法の都市施設として計画されるもので、駅や港周辺、中心市街地など、駐車需要の著しい地区において、

【今治港第1駐車場】

モータリゼーションの発達に伴う駐車場の不足を解消するため、今治市では昭和48年に港湾ビル前駐車場（鉄骨造地上3階4層）として立体駐車場を都市計画決定し、昭和49年に供用開始しました。

しかしながら、平成11年のしまなみ海道開通に伴う今治港の利用者減少により当駐車場の利用者数も減少し、また、供用開始後30年が経過し老朽化も著

歩行者の安全や円滑な交通の確保のために定めるものです。

しいことから、施設規模の適正化を図るために、平成18年に平面駐車場への都市計画変更を行いました。その後、みなと再生計画に基づき、今治港周辺地区における土地利用の再編に合わせた施設規模の適正化等を図るため、平成24年に名称、位置、面積及び駐車台数が変更され、平成30年4月に供用開始されました。

公園／緑地／広場／墓園

私たちの生活のなかで、憩いの場、休養の場、スポーツ、レクリエーションの場として親しまれている公園（緑地・広場・墓園を含む）は、都市におけるオープンスペースとして、環境保全・景観・防災など、都市環境を形成するうえできわめて重要な施設です。

今治市における都市計画公園は、昭和23年3月に公園12箇所・緑地1箇所・墓園1箇所が、現在の今治広域都市計画区域内ではじめて計画決定されました。

その後、第8回国民体育大会の開催を機に昭和28年に整備された大新田公園の追加、また昭和51年3月には、全国に先がけて今治市独自の『緑のマスター

プラン』を策定するとともに都市計画公園の見直しを行い、桜井総合公園、鹿ノ子池公園、市制50年記念公園及び、多数の街区公園を追加しました。また、菊間都市計画区域では、平成8年6月14日に瓦のふるさと公園（地区公園）を計画決定するなど、現在の今治市における都市計画公園は、計63箇所（公園57箇所・緑地4箇所・墓園1箇所・広場1箇所）、面積は約347.67haとなっています。

このうち供用（一部供用を含む）されているものは、計59箇所（公園54箇所・緑地3箇所・墓園1箇所・広場1箇所）、面積は約147.4haあり、市民一人当たり11.2㎡の都市計画公園開設面積となっています。（令和2年3月31日現在）



▲西部丘陵公園



▲吹揚公園



▲市制50年記念公園



▲玉川総合公園 (玉川町)



▲波方公園 (波方町)



▲藤山健康文化公園 (大西町)

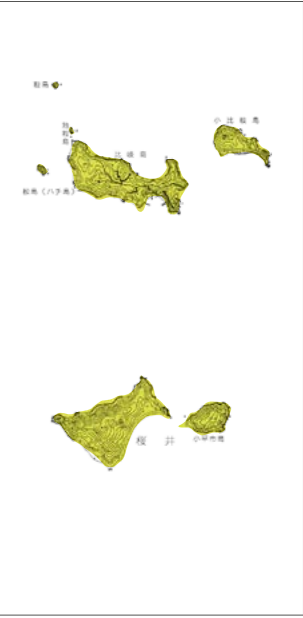
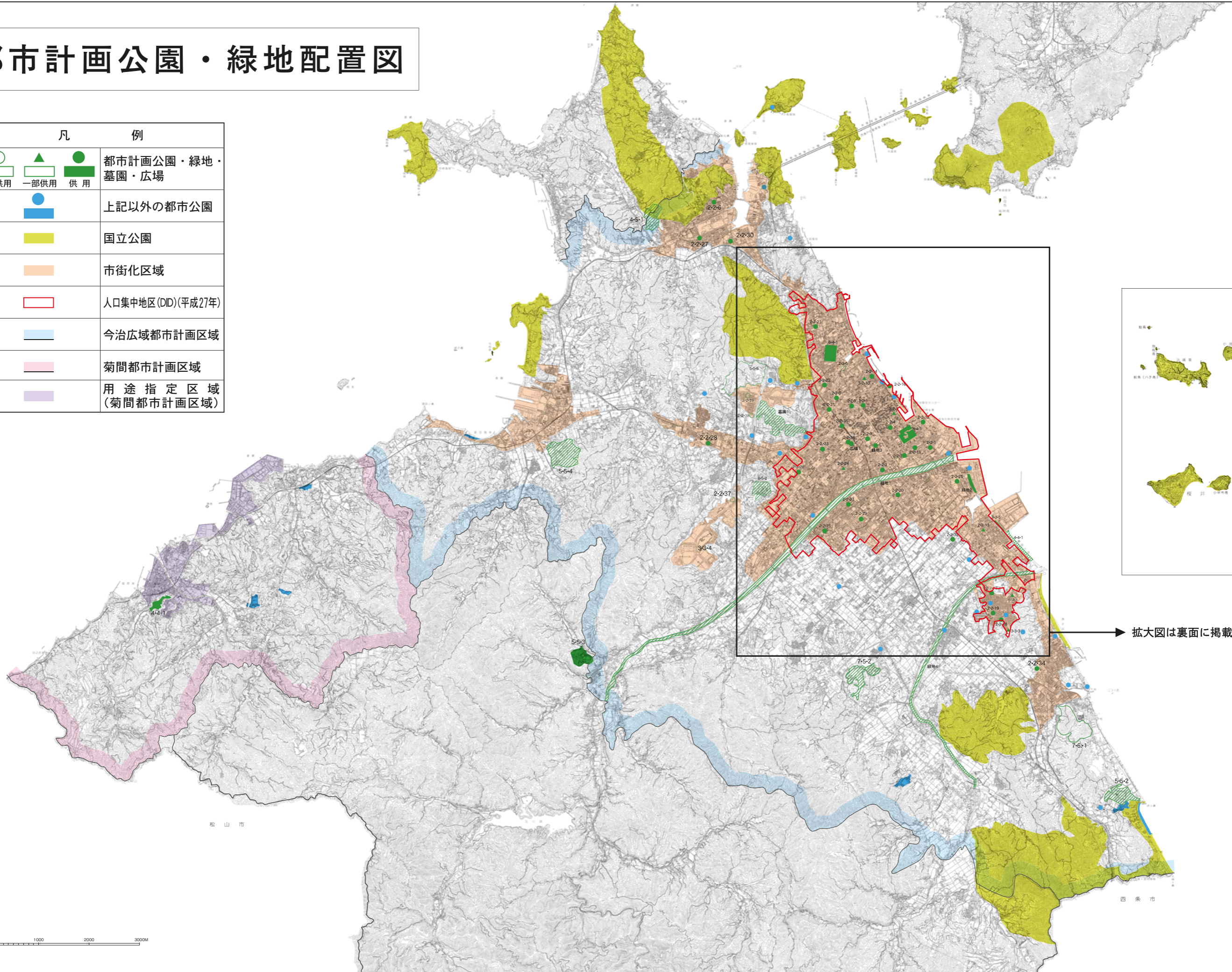


▲瓦のふるさと公園 (菊間町)

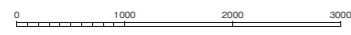
※都市計画公園等の決定(変更)の概要については、資料編P63~69を参照

都市計画公園・緑地配置図

凡		例
	未供用	都市計画公園・緑地・ 墓園・広場
	一部供用	
	供用	
		上記以外の都市公園
		国立公園
		市街化区域
		人口集中地区(DD)(平成27年)
		今治広域都市計画区域
		菊間都市計画区域
		用途指定区域 (菊間都市計画区域)



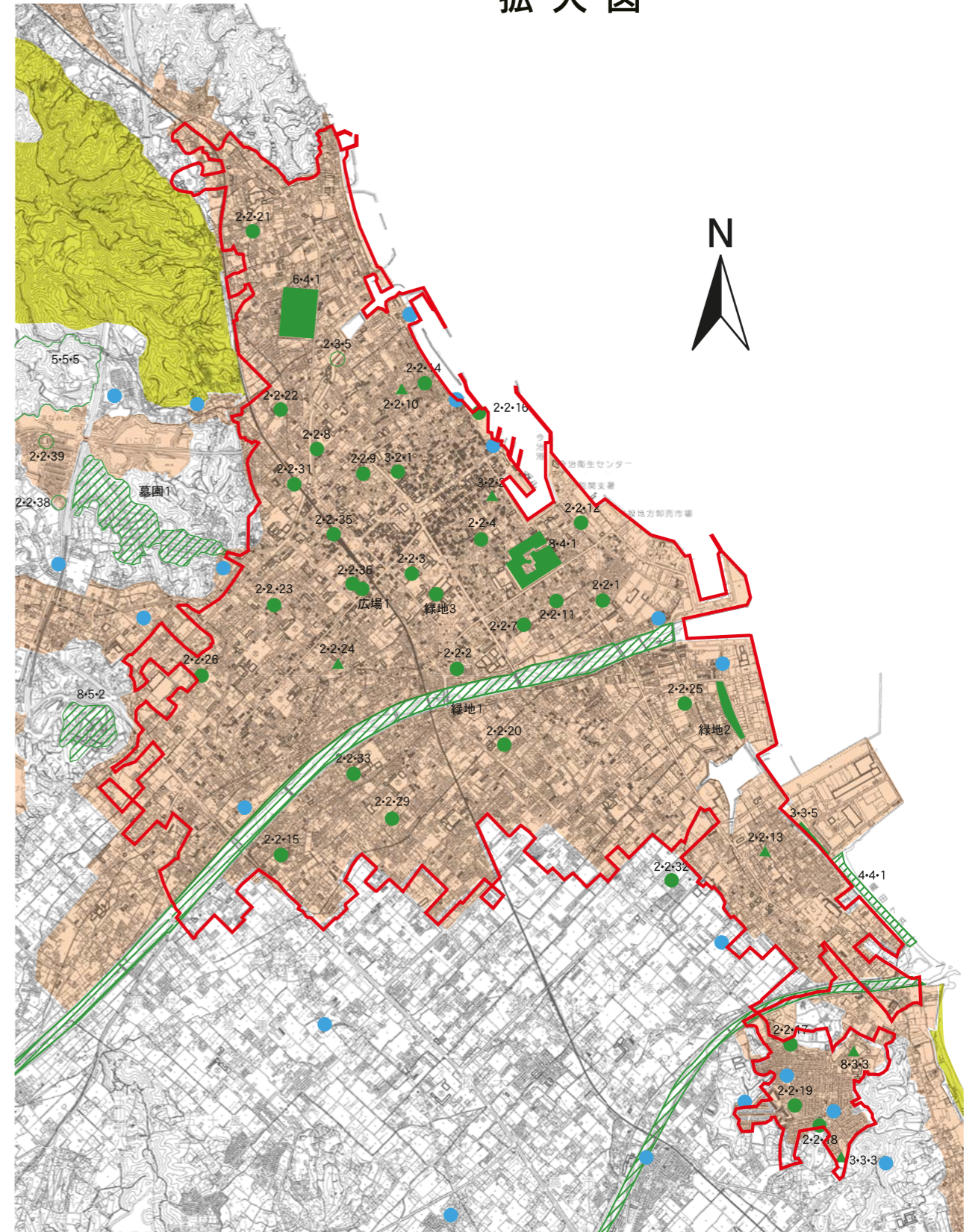
拡大図は裏面に掲載



松山市

西条市

拡大図



都市公園等の種類

種類	種別	内容	整備標準 (原単位)	
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	1㎡/人	
	住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	2㎡/人
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。また都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園(特定地区公園)で地域の状況に応じ1箇所当たり面積おおむね4ha以上として配置する。	1㎡/人	
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	1㎡/人
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	1.5㎡/人	
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。		
	動植物園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて適切に配置する。		
	歴史公園	史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。		
	墓園	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。		
	その他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。		
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	2㎡/人	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団体の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全面積1,000ha、うち都市計画公園500haを標準として配置する。		
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において公害、災害の状況に応じ配置する。		
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。		
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。		
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として設置するものを含む。)		
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区内又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。		
国の設置に係る都市公園		一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園は、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。		

用語解説

原単位 ある物の一定量に応じて必要とされる他の物の量との関係のことです。都市計画では人口、施設床面積等に応じた施設量・規模等の関係で、台/㎡、㎡/人のように示されます。

供給処理施設

■ 下水道

市民が健康で文化的な生活を享受するためには、住民やそれをとりまく環境の整備が必要です。とりわけ下水道は「浸水防除」「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」「資源の有効活用」を大きな目的としており、多様化する生活ニーズを満たすために必要不可欠な都市施設です。

今治市における下水道は、戦前に整備されていた街路の一部への布設に始まります。当時多くは農業用水路との併用で、海浜に近い市街地では多くの水害を受けました。戦災復興土地地区画整理事業の進捗にあわせ、昭和28年から下水道計画による幹線水管及び流末の排水ポンプ場の建設に着手、昭和32年2月には都市計画下水道の決定を行いました。さら

に、昭和45年12月の下水道法改正に伴い、いち早く見直しを行い、昭和47年2月に新計画を樹立しました。同年11月には日本下水道事業団に下水浄化センターの設計・建設を委託、昭和51年5月の完成により、一部地域についてトイレの水洗化を含む本格的な公共下水道の処理を開始しました。

平成3年3月に波止浜地区・波方町の一部地域、平成19年5月には大西町の一部を下水道化し、さらに平成30年1月には、今治市東部の市街化区域を対象に公共下水道の追加決定をするなど、順次下水道区域を見直しながら、健全な水環境の創造に貢献しています。



▲今治下水浄化センター



▲北部終末処理場



▲鳥生ポンプ場



▲大西水処理センター

■ 都市下水路

都市下水路は市街地の雨水を排除し、浸水を防止する目的で、主として開渠で設置される下水道です。

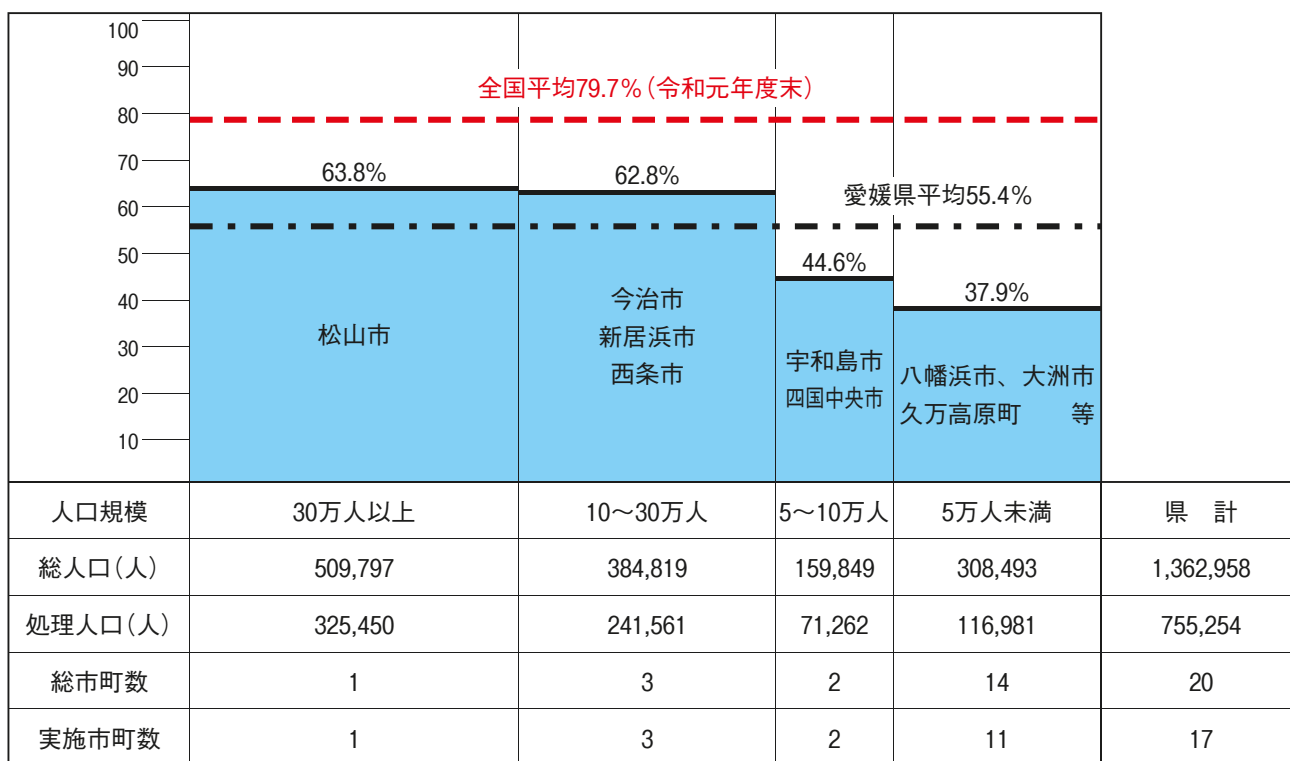
今治広域都市計画区域では、昭和34年の蔵敷特別都市下水路にはじまりますが、その後、昭和36年に青木、昭和47年に高部、そして昭和53年には桜井が計画決定され実施されています。いずれの都市下水

路も現在は公共下水道施設に転用されています。

また、菊間都市計画区域では、昭和28年に西町下水路、新町下水路が計画決定され実施されています。

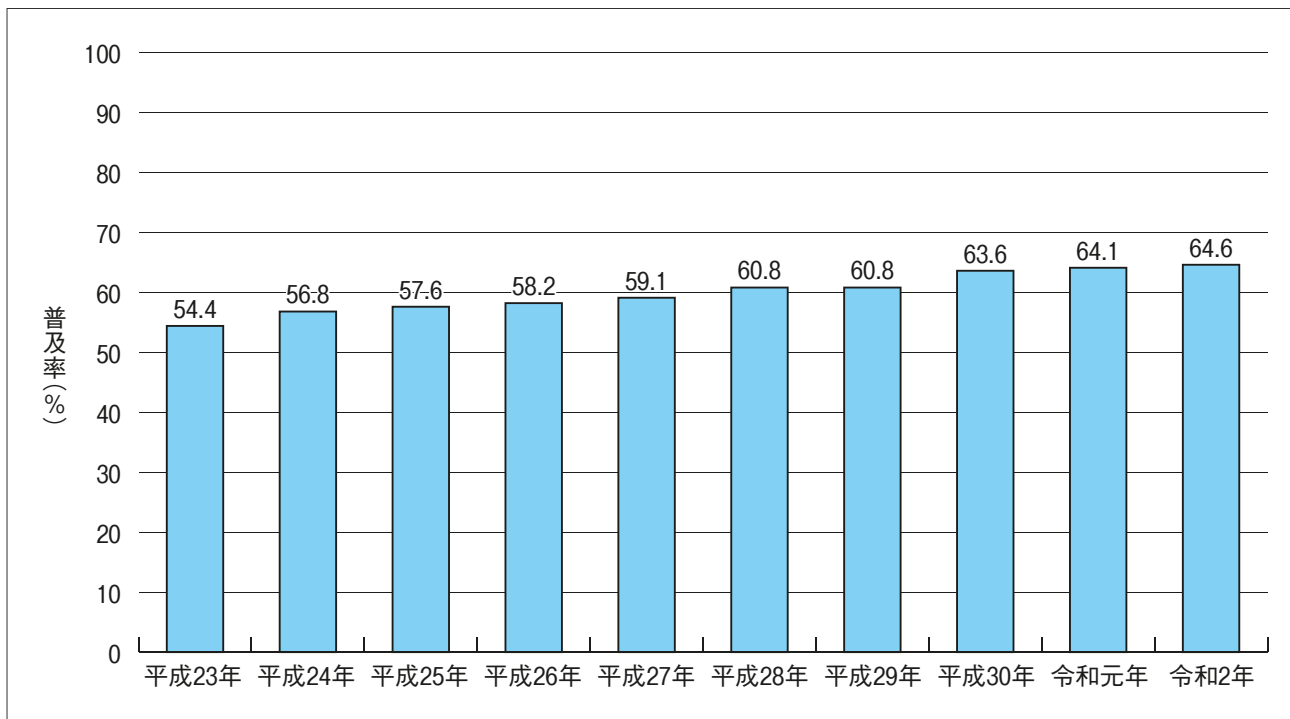
※供給処理施設等の概要については、資料編P70～75を参照

■ 市町規模別下水道処理人口普及率（愛媛県）



注) 表のデータは令和2年3月31日現在の値である。
 全国下水道処理人口普及率については、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村を除いた集計データを用いている。
 資料：えひめの下水道

■ 今治市公共下水道人口普及率



注) 各年5月1日の値
 資料：下水道業務課

その他の施設

■ 今治市クリーンセンター（バリクリーン）



■ 愛媛県立今治病院



■ 今治地区衛生センター



■ 公設地方卸売市場



■ 今治地区火葬場（すいふう苑）



※その他施設の決定（変更）の概要については、資料編 P76を参照